

ごみ減量!

環境にやさしい生活をしませんか!

4Rを実践してみよう♪

4Rを優先度の高い順から
紹介します!

リサイクルは最後の手段です。
リフューズ・リデュース・リユースを
優先しましょう。



1st

リフューズ
Refuse

★断ろう★

ごみになるものは、断ろう。

- 過剰包装や不要な包装は断る
- マイ箸・マイカップ・マイボトルを使う
- 買い物には、マイバックを持っていく

レジ袋
いりません



2nd

リデュース
Reduce

★減らそう★

ごみになるものを減らそう。

- 長く使える製品を選ぶ
- 詰め替えできる製品を使う
- 料理は食べきれぬ分だけ作る
- 生ごみの水切りを徹底する



3rd

リユース
Reuse

★繰り返し使おう★

ものを繰り返し使う。

- 壊れたものを、修理して使う
- いらなくなった物を必要としている人に譲る
- リターナブル容器を使用する
- フリーマーケットなどを活用



4th

リサイクル
Recycle

★再生利用しよう★

ごみは、分別してリサイクルしよう。

- 種類別に正しく分別する
- リサイクルに積極的な店舗を利用する
- 再生素材を使った製品を選ぶ



問い合わせ先 環境部清掃課 ☎03-3430-1111 (内2603)

◆緑のまち推進補助制度◆

～緑がつづく道づくりをしてみませんか～

道沿いの緑は騒音の吸収・暑さの緩和・防災・防犯など様々な効果があります。また、美しいまちなみづくりにもつながります。



生け垣

植樹帯

花壇

狛江市は道沿いの緑化を進めるため、自宅に新たに**生け垣・植樹帯・花壇をつくる際にその費用の一部を補助する「緑のまち推進補助制度」**を設けています。(参考：生け垣造成の場合は、費用総額の50%または1万円/1㎡のいずれか低い方を補助) また、生け垣、植樹帯の造成に伴うブロック塀の撤去についてもその費用の一部を補助しています。補助の対象となるのは道路に面したブロック塀です。

- ★今年度は令和3年2月26日(金)までに申請してください。
- ★工事後の申請はできません。工事を始める前に必ず環境政策課窓口にご相談ください。
- ★補助の対象要件等、詳しくは狛江市ホームページまたは環境政策課窓口へ。



◆保存樹木等の登録◆

～市街地に残された大樹は地域の貴重な財産です～

現在所有されている樹木、樹林等を保存樹木に登録しませんか。



生け垣



保存樹木

私たちが生活していくうえで、緑を守ることはとても大切です。そこで市内の特に美観の優れた樹木、樹林、生け垣を一定基準に基づき保存樹木等に指定し、奨励金を交付することで、緑の保存に努めています。

【樹木の指定の規準】

健全で、かつ樹容が美観上優れている樹木で、次のいずれかに該当するもの。

- 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上
- 高さが10メートル以上
- 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上
- はん登性樹木※で、枝葉の面積が20平方メートル以上

【樹林の指定の規準】

健全で、かつ樹容が美観上優れており、当該地域の面積が330平方メートル以上

【生け垣の指定の規準】

健全で、かつ樹容が美観上優れており、生け垣を成す樹木の集団で、長さが15メートル以上

- ★保存樹木等の奨励金・管理費助成金を交付しています。
- ★登録をご希望の方は環境政策課窓口にご相談ください。
- ★奨励金額等、詳しくは狛江市ホームページまたは環境政策課窓口へ。

※はん登性樹木とは、フジ(藤)などのつる性樹木等のこと。



問い合わせ先 環境部環境政策課水と緑の係 ☎03-3430-1111 (内2561)